

魚津市ご近所見守り事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市ご近所見守り事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施)

第2条 魚津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、登下校中の児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の安全を確保し、緊急事態等に適切かつ速やかに対応する見守りの仕組みを構築するため、事業を実施する。

2 教育委員会は、事業を実施するために、市民に事業への協力を依頼するものとする。

3 事業に協力する市民（以下「協力市民」という。）は、普段の日常生活を送る中で、児童生徒の見守り、緊急事態への対応等（以下「見守り活動」という。）を行うものとする。

(協力方法)

第3条 市民が、事業へ協力しようとするときは、魚津市ご近所見守り事業協力申込書（様式第1号）を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項により提出された申込書を審査し適正であると認めた場合は、協力市民であることを示すステッカーを提供するものとする。

3 協力市民は、事業の協力を解除するときは、あらかじめ魚津市ご近所見守り事業協力解除届（様式第2号）を教育委員会に提出するものとする。

(見守り活動時の対応)

第4条 協力市民は、児童生徒の安全確保の上で緊急に対応が必要と判断した場合は、魚津警察署又は魚津消防署に通報するものとする。

2 協力市民は、見守り活動中に通学路の異常や危険箇所気づいたときは、速やかに教育委員会に連絡するものとする。

3 教育委員会は、前項の連絡があったときは、直ちに必要な支援及び対応を行うものとする。

(個人情報保護)

第5条 協力市民は、見守り活動上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

ステッカー図案（第3条関係）

